

■対象工事

- ・住宅の修改造築、改修に伴う耐震・増改築・模様替えその他住宅の機能の維持・向上のために行う補修及び改善のための工事
- ・対象となる工事の合計額が10万円（税込）以上のもの

区 分	内 容
外部工事	屋根の葺替、防水、塗装、その他の屋根工事
	外壁の張替、塗装、その他の外壁工事
	雨樋の取替、改修、その他の樋工事
	サッシ及びガラスの取付、取替、その他の建具工事
	防音工事、外構工事、造園、エクステリア工事
内部工事	床材、壁材及び天井材の張替、その他の内装工事またはタイル工事
	床材、壁材、天井材の塗替、その他の塗装工事または左官工事
	ドアの取替、襖の張替、その他の建具工事
	畳の入替、表替、その他の畳工事
建設設備工事	ユニットバス化、浴槽の取替、その他の浴槽工事
	システムキッチンの取替、その他の厨房工事
	洗面台、便器の取替、その他衛生設備工事
	給水管、排水管及びガス管の取替、その他の配管工事
	配線、コンセント設置、その他の電気設備工事
	住宅用火災警報器の設備工事
その他の工事	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強工事
	構造工事、外部工事、内部工事、建設設備工事に関連して行う解体・造成工事

※対象外工事

区 分	内 容
建築工事	広告塔や広告看板等に関する工事
組立取付工事	補助対象者が購入した機器、家具などの組立、取付工事など
用途変更工事	住居から店舗、店舗から住居などへの改修工事など
その他	対象施工業者以外が行う工事
	市内住宅以外（市外住宅など）に対する工事
	店舗、店舗兼住宅の店舗部分に対する工事
	家屋などの修繕を伴わない解体工事
	「工事申請書」提出以前に着工した工事
	シロアリ駆除及び対策等に関する工事
	法令に違反する工事